

答申第 946 号

諮問第 1361 号

件名：わいせつ物に関する裁判の判例、判決等の解説が記載されている文書等の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表の 4 欄に掲げる開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が別表の 3 欄に掲げる日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。
開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

3 本件異議申立ての併合について

異議申立人は、本件開示請求に係る 62 件の不開示決定に対し、それぞれ異議申立てを提起しているが、いずれも不存在を理由として不開示決定をしたものであり、異議申立ての趣旨及び理由も同一であることから、実施機関は、当該 62 件の異議申立てを併合することとしたものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の不開示理由説明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書について

別表の 1 欄に掲げる請求 1（以下「請求 1」という。同欄に掲げる請求 2 以下も同様とする。）から請求 62 までの 62 件の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項は、それぞれ同表の 4 欄に掲げるとおりである。本件開示請求に係る開示請求書には、「国際課に対する開示請求」との記載があり、地域振興部国際課（当時。以下「国際課」という。）において管理す

る、各開示請求の内容に係る文書を求める趣旨であると解される。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 国際課がつかさどる事務について

国際課がつかさどる事務は、本件開示請求の当時に適用されていた愛知県行政組織規則（昭和 39 年愛知県規則第 21 号）の規定の定めるところによる。本件開示請求の当時に国際課において所掌していた事務であれば、国際課において当該事務を遂行していたこととなるため、当該事務に係る文書を作成又は取得する可能性があると考えられる。

イ 国際課において請求の内容に係る事務を所掌していないものについて（請求 1 から請求 17 まで、請求 21 から請求 27 まで、請求 29 から請求 43 まで、請求 45、請求 47、請求 53 から請求 57 まで及び請求 61）

これらの開示請求に係る文書は、「個人のメモの管理方法が記載されている文書」等、いずれの課室等においても事務として遂行することが想定されないことから作成することが考えられない文書が請求されているものであるか、又は、国際課に対して、愛知県教育委員会が管理している文書を請求するもの、母子生活支援施設が作成した文書を請求するもの等、国際課において請求の内容に係る事務を所掌していないにもかかわらず、国際課に対し、当該請求の内容に係る文書が請求されているものであるかのいずれかである。

したがって、国際課において事務を遂行する上で作成又は取得する必要がないことから、国際課がそれぞれの請求の内容に係る文書を作成又は取得することはない。

念のため、国際課において、それぞれの請求の内容に係る文書を探索したが、やはり存在しなかった。

ウ 国際課において請求の内容に係る事務を所掌していたものについて（請求 18 から請求 20 まで、請求 28、請求 44、請求 46、請求 48 から 52 まで、請求 58 から請求 60 まで及び請求 62）

これらの開示請求に係る文書は、本件開示請求の当時に国際課の所掌していた事務に係るものであると解されることから、国際課において作成又は取得する可能性があると考えられるものではあるが、次に掲げる理由により、それぞれの請求の内容に係る文書は存在しない。

(ア) 請求 18 から請求 20 まで及び請求 44

これらの請求は、諸外国の文化等に関するものであるが、諸外国の文化的行事に対する愛知県名での後援等に係る事務を国際課で行っていた場合には、当該諸外国の文化に関する文書を取得する可能性があるものの、本件開示請求のあった平成 26 年度において、国際課ではフランス、スウェーデン及びアメリカ合衆国の文化的行事に対する後援等は行っておらず、さらに、外国文化の受容の歴史についての文書を

国際課において必要とすることはない。よって、これらの請求に係る文書を作成又は取得することはない。

(イ) 請求 28

当該請求は、出資法人等に対する指導又は措置に関するものであるが、本件開示請求のあった平成 26 年度において、国際課が所管する出資法人等としては公益財団法人愛知県国際交流協会（以下「愛知県国際交流協会」という。）が存在していたものの、請求の範囲である平成 24 年度から平成 26 年度までの間において愛知県国際交流協会に対して愛知県知事から行政指導、行政処分等の指導又は措置を行っていないため、当該請求に係る文書を作成又は取得することはない。

(ウ) 請求 46 及び請求 50 から請求 52 まで

これらの請求は、愛知県国際交流協会の職員に係るものであるが、国際課において愛知県国際交流協会の職員個人の活動について記録する必要はなく、職員個人から書類が提出されることもない。さらに、国際課において愛知県国際交流協会の職員との面談記録又は通話記録を作成する必要はなかったことから、これらの請求に係る文書を作成又は取得することはない。

(エ) 請求 48 及び請求 49

これらの請求は、平成 26 年度の愛知県国際交流協会と国際課との兼務職員に係るものであるが、当該年度において、愛知県国際交流協会と国際課との兼務をする職員は存在しておらず、これらの請求に係る文書を作成又は取得することはない。

(オ) 請求 58

当該請求は、愛知県国際交流協会の職員の訪問者に対する秩序維持のための指示又は命令の内容に関するものであるが、愛知県国際交流協会において訪問者に対して秩序を維持するために行う指示又は命令の内容について記載した文書を作成することはない、さらに、国際課において必要とすることはないため、当該請求に係る文書を作成又は取得することはない。

(カ) 請求 59 及び請求 60

これらの請求は、愛知県国際交流協会との契約に係るものであるが、請求の範囲である平成 22 年度から平成 26 年度までの間において、愛知県と愛知県国際交流協会との間では業務委託契約その他の契約を締結していないことから、これらの請求に係る行政文書を作成又は取得することはない。

(キ) 請求 62

当該請求は、平成 25 年度及び平成 26 年度の愛知県国際交流協会との会議に関する文書に係るものであるが、平成 25 年度及び平成 26 年

度に愛知県国際交流協会との間で国際課の職員が出席する会議は開催されていないことから、当該請求に係る行政文書を作成又は取得することはない。

エ まとめ

以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、別表の3欄に掲げる日付けで不開示（不存在）決定をしたものである。

5 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第5条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件異議申立てについて

本件は、特定の異議申立人からの大量の異議申立てのうち、国際課に対する請求に対して不存在決定がなされたものに対する異議申立てが併合されたものであるところ、前記4のとおり、実施機関により、大量にある請求の内容について、その性質ごとにまとめたうえで不開示理由を整理されていることから、当審査会においても、その整理を踏まえて以下判断する。

(3) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した不開示理由説明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、国際課において管理する別表の4欄に掲げる行政文書であると解される。

(4) 本件請求対象文書の存否について

ア 実施機関が国際課において請求の内容に係る事務を所掌していないと整理したものについて

実施機関によれば、本件請求対象文書のうち、請求1から請求17まで、請求21から請求27まで、請求29から請求43まで、請求45、請求47、請求53から請求57まで及び請求61に係る文書については、いずれの課室等においても事務として遂行することが想定されないことから作成することが考えられない文書が請求されているものであるか、又は、国際課において請求の内容に係る事務を所掌していないにもかかわらず、国際課に対し、当該請求の内容に係る文書が請求されているものであるかのいずれかであるとのことである。

そこで、当審査会において検討したところ、これらの請求は、国際課において請求の内容に係る事務を所掌していないにもかかわらず、国際課に

対し、当該請求の内容に係る文書が請求されているものであるという主張は合理的であると認められることから、これらの請求に係る文書を作成又は取得していないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

イ 実施機関が国際課において請求の内容に係る事務を所掌していたと整理したものについて

(ア) 請求 18 から請求 20 までについて

実施機関によれば、本件請求対象文書のうち、請求 18 から請求 20 までに係る文書については、本件開示請求のあった平成 26 年度において国際課ではフランス、スウェーデン及びアメリカ合衆国の文化的行事に対する後援等を行っていないとのことであり、また、当審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、これらの請求に対する決定の判断を行う際に、当該事務に係る文書のうち当時保存期間が満了していない平成 24 年から平成 26 年度のものを確認し、これらの年度において請求の対象に係る事務は行っていなかったとのことからすれば、これらの請求に係る文書を作成又は取得していないとする実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

(イ) 請求 62 について

実施機関によれば、本件請求対象文書のうち、請求 62 に係る文書については、平成 25 年度及び平成 26 年度に愛知県国際交流協会との間で国際課の職員が出席する会議は開催されていないとのことであり、また、当審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、他で開催されたそのような会議の資料を取得してもいないとのことからすれば、当該請求に係る文書を作成又は取得していないとする実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

(ウ) 請求 28、請求 44、請求 46、請求 48 から請求 52 まで及び請求 58 から請求 60 までについて

当審査会において検討したところ、これらの請求に係る文書を作成又は取得していないとする実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

ウ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得していないという実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 請求	2 異議申立て年月日	3 不開示決定	4 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
1	平成26年9月3日	平成26年8月27日 付け 26 国際第 250号	<p>国際課に対する開示請求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わいせつ物に関する裁判の判例、判決の解説が記載されている文書 ・公的機関においてわいせつ物が展示されたことが記載されている文書 ・警察から公的機関がわいせつ物を展示したと指摘された場合で、公的機関が憲法に保障されている表現の自由を根拠に、警察の指摘を拒否し、わいせつ物の展示を継続したことが記載されている文書 ・警察から公的機関がわいせつ物を展示したと指摘された場合で、公的機関が指摘を受け入れたことが記載されている文書 ・公的機関がわいせつ物でない芸術作品の一部を隠して、展示したことが記載されている文書 ・公的機関において、わいせつ物の展示をする場合の留意事項が定めてある文書 ・芸術性の高いわいせつ物の取り扱いについて定めてある文書 ・芸術性の高いことを理由としてわいせつ物であっても、展示が可能である場合の条件が記載されてある文書 ・わいせつ物の判断基準が記載されている文書
2	平成26年9月1日	平成26年8月29日 付け 26 国際 258-3号	<p>国際課に対する開示請求</p> <p>平成25年度 平成26年度</p> <p>復命書（芸術、文化、芸術家、（市民）の表現の自由に関するもの）</p> <p>入手した文書（芸術、文化、芸術家、（市民）の表現の自由に関するもの）</p>

3	平成 26 年 10 月 28 日	平成 26 年 10 月 23 日付け 26 国際第 353 号	<p>国際課に対する開示請求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度別紙報告書に関する開示請求及び行政文書作成事務に関する開示請求（別紙を除く） ・報告書（作成者の氏名の記載がないもの） ・報告書（作成担当課の記載のないもの） ・報告書（誰に報告するのかが不明のもの） ・報告書（作成年月日の記載のないもの） ・別紙報告書の作成者の氏名がわかる文書 ・A 氏の写真は藝術作品であると評価している根拠・作品に対する感想・意見が記載されている文書（県民総務部各課職員が作成したもの） ・8 月 1 1 日の電話での警察との対応記録 ・A 氏が作成した写真の芸術について記載した文書 ・A 氏の写真による表現には、男性器を撮影することが必要であると記載されている文書・警察の意見（A 氏の写真は、男性器が確認できるとの意見のもの） ・県民総務部職員の意見（A 氏の写真は、男性器が確認できるとの意見のもの） ・芸文センター職員の意見（A 氏の写真は、男性器が確認できるとの意見のもの） ・中学生以下の鑑賞制限を設けた理由が記載されている文書・事案・判例（男性器の陳列が問題ないと判断されたもの） ・事案・判例（性器の陳列が問題ないと判断されたもの） ・事案・判例（男性器の陳列が問題あると判断されたもの） ・事案・判例（性器の陳列が問題あると判断されたもの） ・職務として、A 氏の写真の内容を確認をした者がわかる文書
4	平成 26 年 10 月 29 日	平成 26 年 10 月 28 日付け 26 国際第 361 号	<p>国際課に対する開示請求</p> <p>個人のメモを県有パソコンを使用して送信できると記載のある文書</p>
5	平成 26 年 10 月 29 日	平成 26 年 10 月 28 日付け 26 国際第 362 号	<p>国際課に対する開示請求</p> <p>H25 年度 H26 年度</p> <p>情報公開請求に対応する者の開示請求人の発言に関して報告する内容を規定している文書</p>
6	平成 26 年 10 月 29 日	平成 26 年 10 月 28 日付け 26 国際第 363 号	<p>国際課に対する開示請求</p> <p>H25 年度 H26 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人のメモの管理方法が記載されている文書 ・個人のメモを作成するために IC レコーダー等の使用に関する規定が記載されている文書

7	平成 26 年 11 月 4 日	平成 26 年 10 月 31 日付け 26 国際第 385-1 号	国際課に対する開示請求 ・ A 氏との協議の内容が記載されている文書 ・ A 氏の写真を展示する必要性が記載されている文書 ・ 性器が写っている写真の評価が記載されている文書 ・ 愛知県美術館が、愛知県警察に対して、A 氏の写 真はわいせつ物ではないと主張した文書
8	平成 26 年 11 月 4 日	平成 26 年 10 月 31 日付け 26 国際第 385-2 号	国際課に対する開示請求 H25 年度～H26 年度 職員復命書（文書管理 文書作成決裁手続に關す る分のみ）
9	平成 26 年 11 月 4 日	平成 26 年 10 月 31 日付け 26 国際第 386 号	国際課に対する開示請求 H25 年度～H26 年度 口頭決裁したもの
10	平成 26 年 11 月 6 日	平成 26 年 11 月 4 日 付け 26 国際第 389 号	国際課に対する開示請求 H26 年度 県民総務課情報グループとの開示請求に關する協 議文書
11	平成 26 年 11 月 17 日	平成 26 年 11 月 11 日付け 26 国際第 400 号	国際課に対する開示請求 母子生活支援施設が作成した文書 H26 年度
12	平成 26 年 11 月 17 日	平成 26 年 11 月 11 日付け 26 国際第 401 号	国際課に対する開示請求 児童養護施設が作成した文書 H26 年度
13	平成 26 年 11 月 17 日	平成 26 年 11 月 11 日付け 26 国際第 402 号	国際課に対する開示請求 生活保護に係る事例文書 H26 年度
14	平成 26 年 11 月 17 日	平成 26 年 11 月 11 日付け 26 国際第 403 号	国際課に対する開示請求 触法（非行）に係る事例文書 H26 年度
15	平成 26 年 11 月 17 日	平成 26 年 11 月 11 日付け 26 国際第 404 号	国際課に対する開示請求 就学に係る事例文書 H26 年度
16	平成 26 年 11 月 17 日	平成 26 年 11 月 11 日付け 26 国際第 405 号	国際課に対する開示請求 児童虐待に關する事例文書 H26 年度
17	平成 26 年 11 月 17 日	平成 26 年 11 月 11 日付け 26 国際第 406 号	国際課に対する開示請求 DV に關する事例文書 H26 年度
18	平成 26 年 11 月 17 日	平成 26 年 11 月 12 日付け 26 国際第 421-4 号	国際課に対する開示請求 フランスの文化が記載されている文書
19	平成 26 年 11 月 17 日	平成 26 年 11 月 12 日付け 26 国際第 421-5 号	国際課に対する開示請求 スエーデンの文化が記載されている文書

20	平成 26 年 11 月 17 日	平成 26 年 11 月 12 日付け 26 国際第 421-6 号	国際課に対する開示請求 アメリカの文化について記載した文書
21	平成 26 年 11 月 17 日	平成 26 年 11 月 14 日付け 26 国際第 409 号	国際課に対する開示請求 発達障害の定義があると主張する愛知県教育委員 会が作成した文書 H24 年度 H25 年度 H26 年度
22	平成 26 年 11 月 17 日	平成 26 年 11 月 14 日付け 26 国際第 410 号	国際課に対する開示請求 「特殊教育」の使用を適法として H24 年以降も主 張している愛知県教育委員会が作成した文書
23	平成 26 年 11 月 17 日	平成 26 年 11 月 14 日付け 26 国際第 411 号	国際課に対する開示請求 愛知県教育委員会が作成した「障害児就学指導の 手引」（参考として表紙を添付する 平成 15 年 4 月作成したもの）
24	平成 26 年 11 月 17 日	平成 26 年 11 月 14 日付け 26 国際第 412 号	国際課に対する開示請求 「知的障害」の定義が記載されている文書（愛知 県教育委員会 B 氏があると主張しているもの）参 考として B 氏の陳述書を添付する
25	平成 26 年 11 月 17 日	平成 26 年 11 月 14 日付け 26 国際第 422 号	国際課に対する開示請求 ファッションと国際交流との関係が記載されてい る文書 (H25 年度 H26 年度)
26	平成 26 年 11 月 17 日	平成 26 年 11 月 14 日付け 26 国際第 423 号	国際課に対する開示請求 芸術作品の評価基準が記載されている文書
27	平成 26 年 11 月 17 日	平成 26 年 11 月 14 日付け 26 国際第 424 号	国際課に対する開示請求 児童・生徒に対する人権教育の内容が記載されて いる文書 (H25 年度 H26 年度)
28	平成 26 年 11 月 26 日	平成 26 年 11 月 19 日付け 26 国際第 434-1 号	国際課に対する開示請求 出資法人等に対してなした指導、措置が記載され ている文書 H24 年度～H26 年度
29	平成 26 年 11 月 26 日	平成 26 年 11 月 19 日付け 26 国際第 434-2 号	国際課に対する開示請求 芸術家の芸術作品の評価基準（警察の介入を必要 とする場合のものに限る）
30	平成 26 年 11 月 26 日	平成 26 年 11 月 19 日付け 26 国際第 434-3 号	国際課に対する開示請求 情報公開をする者の行動の評価基準（警察の介入 を必要とする場合のものに限る）
31	平成 26 年 11 月 26 日	平成 26 年 11 月 19 日付け 26 国際第 434-4 号	国際課に対する開示請求 芸術作品の芸術性の高さの評価基準が記載されて いる文書（愛知県美術館が作成したものに限る）
32	平成 26 年 11 月 26 日	平成 26 年 11 月 19 日付け 26 国際第 434-5 号	国際課に対する開示請求 芸術作品の定義（国際課が入手、又は作成した文 書に含まれるもの）

33	平成 26 年 11 月 26 日	平成 26 年 11 月 19 日付け 26 国際第 434-6 号	国際課に対する開示請求 H25 年度 H26 年度 警察の介入が必要とされる愛知県の行政活動が記 録されている文書
34	平成 26 年 11 月 26 日	平成 26 年 11 月 19 日付け 26 国際第 434-7 号	国際課に対する開示請求 警察活動が記載されている文書 H25 年度～H26 年度
35	平成 26 年 11 月 26 日	平成 26 年 11 月 19 日付け 26 国際第 434-8 号	国際課に対する開示請求 H22 年度～H26 年度 芸術家の活動記録
36	平成 26 年 11 月 26 日	平成 26 年 11 月 19 日付け 26 国際第 434-9 号	国際課に対する開示請求 愛知県が実施したトリエンナーレに出品した作家 の作品製作過程が記載されている文書（個人情報、 肖像権に関するもの）
37	平成 26 年 11 月 26 日	平成 26 年 11 月 19 日付け 26 国際第 434-10 号	国際課に対する開示請求 H22 年度～H26 年度 情報公開手続に関する文書（警察に通報する場合 について記載した部分）
38	平成 26 年 11 月 26 日	平成 26 年 11 月 21 日付け 26 国際第 435-1 号	国際課に対する開示請求 H22 年度～H26 年度 公務員の肖像権に関する裁判書類
39	平成 26 年 11 月 26 日	平成 26 年 11 月 21 日付け 26 国際第 435-2 号	国際課に対する開示請求 芸術性の高さの判断基準
40	平成 26 年 11 月 26 日	平成 26 年 11 月 21 日付け 26 国際第 435-3 号	国際課に対する開示請求 H25 年度 H26 年度 警察通報事業に関する評価基準
41	平成 26 年 11 月 26 日	平成 26 年 11 月 21 日付け 26 国際第 435-4 号	国際課に対する開示請求 H25 年度 H26 年度 愛知県美術館から入手した文書
42	平成 26 年 11 月 26 日	平成 26 年 11 月 21 日付け 26 国際第 435-5 号	国際課に対する開示請求 市民の行動に関して警察に通報した内容がわかる 文書 H22 年度～H26 年度
43	平成 26 年 11 月 26 日	平成 26 年 11 月 21 日付け 26 国際第 435-6 号	国際課に対する開示請求 職員の肖像権について記載した文書
44	平成 26 年 11 月 26 日	平成 26 年 11 月 21 日付け 26 国際第 448 号	（国際課に対する開示請求） 外国文化の受容の歴史がわかる文書 （現在管理しているもの）
45	平成 26 年 12 月 1 日	平成 26 年 11 月 26 日付け 26 国際第 450-1 号	国際課に対する開示請求 H24 年度～H26 年度 憲法 89 条の規定・解釈が記載されている文書（国 際課職員が説明した内容のもの）

46	平成 26 年 12 月 1 日	平成 26 年 11 月 26 日付け 26 国際第 450-2 号	国際課に対する開示請求 H24 年度～H26 年度 国際交流協会職員の活動が記載されている文書
47	平成 26 年 12 月 1 日	平成 26 年 11 月 26 日付け 26 国際第 450-3 号	国際課に対する開示請求 県立学校等への受験資格が記載されている文書
48	平成 26 年 12 月 1 日	平成 26 年 11 月 26 日付け 26 国際第 450-4 号	国際課に対する開示請求 H26 年度 国際課課長の兼務職員に対する職務命令権の内容 がわかる文書（愛知県国際交流協会に所属してい る者の分）
49	平成 26 年 12 月 1 日	平成 26 年 11 月 26 日付け 26 国際第 450-5 号	国際課に対する開示請求 H26 年度 国際課兼務の内容がわかる文書（愛知県国際交流 協会に所属している者の分）
50	平成 26 年 12 月 1 日	平成 26 年 11 月 26 日付け 26 国際第 450-6 号	国際課に対する開示請求 愛知県国際交流協会 C 氏が提出した文書 H26 年 11 月
51	平成 26 年 12 月 1 日	平成 26 年 11 月 26 日付け 26 国際第 450-7 号	国際課に対する開示請求 愛知県国際交流協会職員との面談記録 H26 年 11 月
52	平成 26 年 12 月 1 日	平成 26 年 11 月 26 日付け 26 国際第 450-8 号	国際課に対する開示請求 愛知県国際交流協会職員との通話記録 H26 年 11 月
53	平成 26 年 12 月 1 日	平成 26 年 11 月 26 日付け 26 国際第 450-9 号	国際課に対する開示請求 法務文書課職員との面談記録 H26 年 11 月
54	平成 26 年 12 月 1 日	平成 26 年 11 月 26 日付け 26 国際第 450-10 号	国際課に対する開示請求 法務文書課職員との通話記録 H26 年 11 月
55	平成 26 年 12 月 1 日	平成 26 年 11 月 26 日付け 26 国際第 450-11 号	国際課に対する開示請求 法務文書課へ発出した文書 法務文書課から入手した文書 H26 年 11 月
56	平成 26 年 12 月 1 日	平成 26 年 11 月 26 日付け 26 国際第 450-12 号	国際課に対する開示請求 人事課職員との面談記録 H26 年 11 月
57	平成 26 年 12 月 1 日	平成 26 年 11 月 26 日付け 26 国際第 450-13 号	国際課に対する開示 人事課職員との通話記録 H26 年 11 月
58	平成 26 年 12 月 8 日	平成 26 年 12 月 2 日 付け 26 国際第 475-1 号	国際課に対する開示請求 愛知県国際交流協会職員が訪問者に対して有して いる秩序維持に必要とされる指示命令の内容がわか る文書（現在使用しているもの）
59	平成 26 年 12 月 8 日	平成 26 年 12 月 2 日 付け 26 国際第 475-2 号	国際課に対する開示請求 愛知県国際交流協会との契約書（現在有効なもの）

60	平成 26 年 12 月 8 日	平成 26 年 12 月 2 日 付け 26 国際第 475-3 号	国際課に対する開示請求 愛知県交際交流協会への委託の内容がわかる文書 H22 年度～H26 年度
61	平成 26 年 12 月 8 日	平成 26 年 12 月 2 日 付け 26 国際第 475-4 号	国際課に対する開示請求 H26 年度 開示請求人との面談記録（愛知県国際交流協会職 員の公権力の行使に関するもの）
62	平成 27 年 1 月 5 日	平成 26 年 12 月 26 日付け 26 国際第 526 号	国際課に関する開示請求 平成 25 年度 平成 26 年度 愛知県国際交流協会との会議で配布された文章及 び議事録

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 3. 20	諮問
2. 3. 6	実施機関から不開示理由説明書を受理
2. 3. 6	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
2. 6. 18 (第 595 回審査会)	不開示理由等を聴取及び審議
2. 7. 9 (第 597 回審査会)	審議
2. 8. 14	答申